

昭島市いじめ防止対策推進基本方針

昭島市教育委員会

令和8年4月

目 次

1	昭島市いじめ防止対策推進基本方針策定の意義.....	1
2	いじめの定義.....	1
3	いじめ重大事態の定義.....	1
4	いじめの禁止.....	1
5	いじめ防止等に関する基本的な考え方.....	1
	（1）いじめを生まない、許さない学校づくり.....	1
	（2）児童・生徒をいじめから守ること.....	1
	（3）児童・生徒のいじめ解決に向けた主体的な行動の支援.....	2
	（4）教員の指導力の向上と組織的対応.....	2
	（5）保護者、地域及び関係機関と連携した取組.....	2
6	学校における取組.....	2
	（1）学校いじめ防止基本方針の策定.....	2
	（2）組織の設置等.....	2
	ア いじめの防止等対策ための組織の設置	
	イ 重大事態の対応等	
	（3）学校及び教職員におけるいじめの防止等に関する取組.....	2
	ア 未然防止	
	イ 早期発見	
	ウ 早期対応	
	エ 重大事態への対応	
7	市における取組.....	3
	（1）いじめの防止等に関する具体的な取組.....	3
	ア 相談体制の整備	
	イ 関係機関等と連携した取組の推進	
	ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等	
	エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
	オ 啓発活動	
	カ いじめの防止等のための調査研究の実施	
	（2）昭島市いじめ問題対策委員会の設置.....	3
	（3）昭島市いじめ問題防止会議の設置.....	4
	（4）昭島市いじめ問題調査委員会の設置及び調査結果の報告.....	4
	（5）昭島市いじめ問題特別調査委員会の設置.....	4
	関連法規.....	5
	1 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）.....	5
	2 昭島市いじめ問題の調査に関する条例.....	12
	3 昭島市いじめ問題防止会議設置要綱.....	14
	4 昭島市いじめ問題対策委員会要綱.....	15

1 昭島市いじめ防止対策推進基本方針策定の意義

いじめが学校に在籍する全ての児童・生徒に関わる問題であるという認識をもち、全ての児童・生徒が安全に学校生活を送り、将来の夢や希望に向かって自分の力を発揮できるように、児童・生徒を取り巻く大人が連携し、いじめの防止等に向けて積極的な行動をとる必要がある。また、これまでの重大ないじめによる被害を二度と繰り返さないために、軽微ないじめも見逃すことなく認知し、いじめを受けている児童・生徒に寄り添い、いじめの解決に全力を尽くすよう、社会総がかりでいじめに対峙しなければならない。

昭島市いじめ防止対策推進基本方針は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を守ることを目的として、昭島市（以下「市」という）、昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という）、学校、家庭、地域住民及びその他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）や東京都いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を示すものである。

2 いじめの定義（法第2条）

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童・生徒が在籍する学校等において一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ重大事態の定義（法第28条第1項）

次に掲げる事態をいじめ重大事態という。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

4 いじめの禁止（法第1条及び第4条）

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

学校の全ての児童・生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期解消を目的とする。

いじめは絶対に許されない行為であり、どの子どもにも、どの学校でも起こる可能性があるとの共通認識のもと、学校、家庭、地域、教育委員会、関係機関等が互いに連携し、組織的かつ継続的な取組を行う。学校においても教育活動全体を通して、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自他の存在を尊重し合える態度、自己肯定感等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

児童・生徒がいじめについてよく考え、理解が深まるよう、道徳の授業や、児童会・生徒会等による主体的な取組などを通じて、いじめは絶対に許されないものである、という児童・生徒の自覚を促す。

(2) 児童・生徒をいじめから守ること

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、当該児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう組織的に守り抜く取組を徹底する。

(3) 児童・生徒のいじめ解決に向けた主体的な行動の支援

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていても、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えている可能性に配慮し、教員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り抜くとともに、児童・生徒によるいじめ解決に向けた主体的な行動を支援する。

(4) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員の児童・生徒の変化を鋭敏に捉える感覚と的確な指導力の向上に努める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(5) 保護者、地域及び関係機関と連携した取組

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導等に努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。

また、保護者等がいじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

6 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」、「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 組織の設置等

ア いじめの防止等対策ための組織の設置（法第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 重大事態の対処等（法第28条）

重大事態が発生した場合には、教育委員会又は学校は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校及び教職員におけるいじめの防止等に関する取組（法第8条）

学校及び教職員は、教育委員会等と連携して、未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

ア 未然防止（法第15条）

- ・「いじめは絶対に許されない」という意識を学校全体に醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめに向かわない態度・能力の育成
- ・児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組の推進
- ・児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- ・電話連絡、家庭訪問、個人面談、学校通信等を通じた家庭との緊密な連携・協力
- ・「SOSの出し方に関する教育」の実施（法第16条）
- ・校内研修の充実等による教職員の資質の向上（法第18条第2項）

イ 早期発見（法第16条）

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生

徒がいじめを訴えやすい体制の整備

- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有
- ・地域、保護者から情報を収集する機会や場の設定

ウ 早期対応（法第 23 条）

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保と心理的支援
- ・教育的配慮の下、いじめを行った児童・生徒への毅然とした指導と教育的かつ心理的支援
- ・いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催等による保護者との情報共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

エ 重大事態への対処（法第 28 条及び第 30 条）

- ・いじめられた児童・生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保と心理的支援の継続
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は教育委員会が行う調査への協力
- ・重大事態発生についての教育委員会又は市長への報告
- ・重大事態の調査結果についての市の調査（再調査）への協力

7 市における取組

(1) いじめの防止等に関する具体的な取組

ア 相談体制の整備（法第 16 条第 2 項）

来所、電話、メール等の多様な相談窓口を確保し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや教育相談室等、児童・生徒やその保護者等が相談できる体制を整備する。

イ 関係機関等と連携した取組の推進（法第 17 条）

昭島市こども家庭センター、児童館、学童クラブ、民生児童委員、その他の関係機関等と連携し、取組を推進する。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等（法第 18 条）

教職員の研修の充実、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の確保を図るとともに、法的な見地から対応方法について助言をもらうなど、専門的知識を有する者（スクールロイヤー等）を活用する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第 19 条）

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者等に対する啓発活動を行う。

オ 啓発活動（法第 21 条）

いじめの防止等のための広報その他の啓発活動を推進する。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施（法第 20 条）

いじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(2) 昭島市いじめ問題対策委員会の設置（法第 14 条）

昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめ問題への対応、いじめの再発防止等の検討

及び協議を行い、学校を支援するとともに実効的な対策を推進するために、教育委員会の附属機関として設置する。構成員は、学識経験者や法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員7名以内とする。

(3) 昭島市いじめ問題防止会議の設置（法第14条）

昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめの防止等に向けた取組を推進するために、教育委員会の附属機関として設置する。構成員は、小・中学校校長会会長、人権教育推進委員会委員長、警察関係者、人権擁護委員、民生委員・児童委員協議会委員、自治連合会代表者、青少年とともに歩む地区委員会代表者、青少年補導連絡会代表者、小・中学校PTA代表者、学校教育部長等とする。

(4) 昭島市いじめ問題調査委員会の設置（条例第2条）

学校において重大事態が発生した場合、教育委員会では、市職員や当該学校とは関係が無く、公正・公平な調査を行うために、第三者の学識経験者等により構成される「昭島市いじめ問題調査委員会」を設置する。

(5) 昭島市いじめ問題特別調査委員会の設置（条例第12条）

学校において重大事態が発生し、「昭島市いじめ問題調査委員会」が調査した結果の報告を受けた市長が再調査の必要性を認めるときは、「昭島市いじめ問題特別調査委員会」を設置することができる。「昭島市いじめ問題特別調査委員会」は、市長の諮問に応じ、その調査結果を市長に答申する。

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市

町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。
(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処すること

ができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連

携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態

と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

昭島市いじめ問題の調査に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、昭島市立学校に在籍する児童又は生徒について、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合において同項及び法第30条第2項の規定に基づき市が行う調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査委員会の設置)

第2条 法第28条第1項の規定に基づく調査（以下「28条調査」という。）を行うため、教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として昭島市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 調査委員会は、教育委員会の求めに応じ、重大事態に係る事実関係を明らかにするとともに、当該重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために必要な調査審議を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第4条 調査委員会は、委員3人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、調査委員会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 教育委員会は、委員が欠けたときは、補欠委員を委嘱することができる。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 調査委員会は、委員（第4条第2項の規定に基づき臨時委員が置かれているときは、臨時委員を含む。第4項、次条及び第9条において同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、調査委員会の議長となる。
- 4 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

- 2 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員を派遣して、関係人又は関係機関に対し、事情を聴取し、又は実地調査を行うことについて協力を求めることができる。

(会議の非公開)

第8条 調査委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第9条 調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

(特別調査委員会)

第12条 市長は、法第30条第1項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として昭島市いじめ問題特別調査委員会（以下「特別調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 特別調査委員会は、市長の求めに応じ、当該報告に係る28条調査の結果について調査審議を行い、その結果を市長に報告する。
- 3 特別調査委員会は、学識経験のある者及び法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（当該報告に係る28条調査に関与した者を除く。）のうちから市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。
- 4 特別調査委員会の委員の任期は、第2項の規定による報告を終了したときまでとする。
- 5 第5条から第9条までの規定は、特別調査委員会について準用する。
- 6 特別調査委員会の庶務は、企画担当課において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、特別調査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年昭島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

自殺対策計画審議会委員	日額	10,000円
-------------	----	---------

 」 を

「

自殺対策計画審議会委員	日額	10,000円	
いじめ問題調査委員会	委員長	日額	22,000円
	委員及び臨時委員	日額	20,000円
いじめ問題特別調査委員会	委員長	日額	22,000円
	委員	日額	20,000円

 」 に改める。

昭島市いじめ問題防止会議要綱

(設置)

第1条 昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめの防止等に向けた取組を推進するため、昭島市いじめ問題防止会議（以下「防止会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 防止会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめは許されないという意識啓発活動に関すること。
- (2) いじめの未然防止、早期発見・早期対応等の取組に関すること。
- (3) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること。
- (4) その他いじめ問題に関する必要なこと。

(組織)

第3条 防止会議は、次に掲げる者のうちから教育委員会教育長が任命し、又は委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 昭島市立小学校長会長 1人以内
- (2) 昭島市立中学校長会長 1人以内
- (3) 昭島市人権教育推進委員会委員長 1人以内
- (4) 昭島警察署生活安全課の職員 1人以内
- (5) 昭島市人権擁護委員 1人以内
- (6) 昭島市民生委員・児童委員協議会委員 1人以内
- (7) 昭島市自治会連合会を代表する者 1人以内
- (8) 昭島市青少年とともに歩む地区委員会を代表する者 1人以内
- (9) 昭島市青少年補導連絡会を代表する者 1人以内
- (10) 昭島公立小学校PTA協議会を代表する者 1人以内
- (11) 昭島公立中学校PTA協議会を代表する者 1人以内
- (12) 教育委員会事務局学校教育部長 1人以内
- (13) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 防止会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、防止会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(防止会議の開催)

第6条 防止会議は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第7条 防止会議の庶務は、教育指導担当課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防止会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

昭島市いじめ問題対策委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめ問題への対応、いじめの再発防止等の検討及び協議を行い、学校を支援するとともに、実効的な対策を推進するために、昭島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) いじめ再発防止等のための対策に関すること。
- (2) 相談等を受けたいじめのうち、昭島市いじめ問題防止会議及び教育委員会が特に必要と認めるものに関すること。

(組織)

第3条 対策委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会教育長が任命し、又は委嘱する委員をもって組織する。

学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員7名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(対策委員会の開催)

第6条 対策委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7条 対策委員会の庶務は、教育指導担当課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則（令和3年2月1日）

この要綱は、令和3年2月1日より実施する。

令和8年3月19日案

昭島市いじめ防止対策実施計画 (案)

昭島市教育委員会

令和8年4月

目 次

1	いじめ防止に関する昭島市教育委員会及び学校の取組.....	1
2	昭島市学校いじめ対策の日の取組について.....	2
3	昭島市立学校におけるいじめの「認知」「対応」「解消」までの流れと判断基準...	4
4	いじめ重大事態発生の対応の流れ.....	5
5	いじめの認知報告書及び解消報告書.....	7
6	昭島市立学校いじめ防止基本方針学校様式.....	10
【資料】		
1	いじめ問題防止会議 啓発資料.....	13
2	相談窓口.....	21
3	令和6年度昭島市立学校におけるいじめ、不登校、暴力行為の状況について.....	29

令和8年度

いじめ防止に関する昭島市教育委員会及び学校の取組（案）

○取組の方向性

令和7年度までに取り組んできたいじめ防止に関する取組を生かし、令和8年度においても児童・生徒が主体的にいじめ防止について考える機会を設ける。

○取組内容

1 いじめ問題対策委員会の開催（年2回）

昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめ問題対策委員会を設置する。委員会においては、昭島市の基本的ないじめ防止等のための調査や研究、効果のある対策を検討するために専門的な立場から議論を行い、昭島市のいじめ対策に生かす。

2 いじめ問題防止会議の開催（年2回）

昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめは許されないという意識啓発活動、いじめ未然防止、早期発見・早期対応等の取組、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること等について協議する。

令和2年度に作成した保護者向け啓発資料「我が子を守る」、令和3年度に作成したいじめ防止啓発資料「心に響く温かい言葉いっぱい为学校をつくるために」、令和4年度「いじめを生まない環境づくり」、令和5年度「昭島市いじめ防止5つの提言」令和6年度「いじめ問題防止会議だより」を教職員及び保護者に配布するとともに、学校ホームページに掲載し、学校・家庭・地域で連携する、いじめ防止のための取組を推進する。

3 学校いじめ対策の日（年3回）

各学校の管理職、生活指導主任等を対象に、学期に1回程度学校いじめ対策委員会の取組に関する各校の情報共有と充実に向けた方策について情報交換を行い、各学校のいじめ問題に関する取組の推進を図る。**各学校においては、学校の取組をいじめ防止プログラムに位置付け、年間計画を作成する。**

4 学校いじめ対策委員会の実施

各学校において、いじめの疑いがある場合やいじめが発生した場合に、担任一人が抱え込むことなく組織的に対応するため、適切に学校いじめ対策委員会を実施する。学校いじめ対策委員会を定期的に開催することにより、積極的ないじめの認知及び早期対応、早期解決に向け、取組を充実させる。**特に、低学年児童におけるいじめの認知を的確に行い、児童がいじめを理解できるような未然防止策を実施する。また、いじめ重大事態の防止を意識した対応及び校内体制を構築する。**

5 中学校生徒会による小学校へのいじめ防止の呼び掛けの実施

中学校区ごとに生徒会が中心となって取組を行い、いじめ防止について小学生に呼び掛ける機会を設ける。

6 中学校生徒による「いじめ防止ポスター」の制作及び市内学校等への掲示

11月のふれあい月間に合わせ、中学校生徒会を中心に「いじめ防止ポスター」を制作する。市内各小学校及び自治会に配布や掲示、ホームページやエールに掲載することで、いじめ問題の未然防止について意識付けを行う。

7 いじめ防止に関する授業公開の実施

各学校は、セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等の授業公開において、関係機関と連携していじめの未然防止について児童・生徒が考えられるようにする。**その際に、いじめ総合対策第3次子供版を活用するとともに、あわせて家庭への啓発を行う。**

8 家庭への啓発活動の実施

指導課では、各学校が家庭との連携に活用できるよう「保護者向け いじめ発見チェックリスト」を配布する。

各学校では、保護者会等の機会を通して、学校いじめ防止基本方針を説明したり、関係機関との協力を得て、いじめられた側の体験や事例等を話していただいたりする機会を設け、家庭においてもいじめ未然防止、早期発見・早期解決の意識を高める。

9 いじめ防止に関する学校の取組の徹底

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底するため、以下の学校の取組を確実に実施する。

・年3回以上の児童・生徒への「いじめ防止アンケートの実施」（3年間の保管の徹底）

・年3回以上の「いじめに関する授業」の実施

・年3回以上の「いじめに関する研修」の実施 「いじめe-ラーニング」

・学校いじめ対策委員会の定期的な開催

・啓発資料の活用

2 昭島市立学校いじめ対策の日の取組について

令和7年3月6日
昭島市教育委員会指導課

※令和8年4月以降に、令和8年度版に差し替え

1 ねらい

- ・昭島市の児童・生徒が、いじめにより心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を受けることのないよう、いじめ問題調査委員会調査報告書（令和5年3月29日）に示された学校及び教育委員会の対応の課題を基に、昭島市における学校いじめ対策の一層の改善・強化を図る。

2 取組の内容

- ・学期に1回ずつ昭島市学校いじめ対策の日を設定し、各学校において、いじめ防止について考える児童・生徒対象、教員対象の取組を実施する（例：校長講話、SOSの出し方に関する教育、いじめに関する授業、評語づくりなど）。
- ・年間3回の学校いじめ対策の日に関連させ、いじめ問題に関する管理職研修を年間1回及び生活指導主任、学校いじめ対策委員会委員による研修を年間2回、計3回設定する。

3 令和7年度の具体的な取組

〔1学期〕【第1回学校いじめ対策の日】→学校経営研修（校長・副校長）と合わせて実施

〔内容〕令和7年度学校いじめ防止対策の計画について（情報交換）

令和8年度学校いじめ防止対策の年間計画について（説明）

「いじめ問題への教職員の対応～学校における法律的責任～」

講師：武蔵野法律事務所 内藤弁護士

①実施日：令和7年5月2日（金）9時～11時 会場：市役所（市民ホール）

②対象者：副校長、学校いじめ対策委員会委員、オンラインで校長及び希望する教職員
〔各校計3名以上〕

※学校経営研修と合わせて実施する。

〔2学期〕【第2回学校いじめ対策の日】→生活指導主任会（第4回）と合わせて実施

〔内容〕6月のふれあい月間後の調査結果等について

いじめの重大事態調査に関するガイドラインの活用について

①実施日：令和7年9月25日（木）14時～14時50分 会場：教育福祉総合センター

②対象者：生活指導主任、学校いじめ対策委員会委員〔各校計2名〕

※第4回生活指導主任会と合わせて実施する。

〔3学期〕【第3回学校いじめ対策の日】→生活指導主任会（第7回）と合わせて実施

〔内容〕12月のふれあい月間後の調査結果等について

令和7年度学校いじめ防止対策の振り返り

令和8年度学校いじめ防止対策の年間計画について（発表）

①実施日：令和8年1月22日（木）14時～14時50分 会場：教育福祉総合センター

②対象者：生活指導主任、学校いじめ対策委員会委員〔各校計2名〕

※第7回生活指導主任会と合わせて実施する。

4 その他

- ・学校は、指導課に学期ごとの学校いじめ対策の日の学校独自の取組について、年3回分の取組及び1年間のまとめ（成果と課題）を【様式】「学校いじめ対策の日」の学校独自の取組（報告書）に記入し、令和8年2月27日（金）までに提出する。

【様式】

令和8年2月〇日

※令和8年4月以降に、令和8年度版に差し替え

「学校いじめ対策の日」の学校独自の取組（報告書）

学校番号（ ） 学校名（昭島市立 学校） 校長（ ）

【1学期】（取組）

--

【2学期】（取組）

--

【3学期】（取組）

--

【1年間のまとめ】（成果）

--

【1年間のまとめ】（課題）

--

※「学校いじめ対策の日」の学校独自の取組（報告書）を令和8年2月27日（金）までに提出する。

3 昭島市立学校におけるいじめの「認知」「対応」「解消」までの流れと判断基準

昭島市立学校におけるいじめの「認知」「対応」「解消」までの流れと判断基準（フロー図①）

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【いじめ防止対策推進法 第2条】

事実を把握した教職員の対応（いじめ防止対策推進法 第23条第3項）

いじめやいじめの疑いがある状況を把握

- ①把握した教職員が迅速に「学校いじめ対策委員会」へ報告
【報告事項】
○被害児童・生徒氏名
○加害児童・生徒氏名
○事案が発生した日時、場所、概要
- ②「学校いじめ対策委員会」の委員である校長の指示の下、教職員から報告があった事案について事実確認の方策について協議
- ③教職員は、協議結果に基づき、役割分担等を行い、児童・生徒（保護者）へ聞き取り

事案の詳細を確認

- 把握した教職員が『いじめ認知報告書及び解消報告書』に必要事項を記入
【必要事項】
①被害児童・生徒氏名
②いじめの疑いの把握
③加害児童・生徒氏名
④事案の概要
⑤記入者
⑥記入日

学校いじめ対策委員会での検討（いじめ防止対策推進法 第22条）

認知

※事案の詳細を学校いじめ対策委員会へ報告し、学校長の判断の下、いじめとして認知する。

- 【学校いじめ対策委員会へ報告後】
『いじめ認知報告書及び解消報告書』へ必要事項を随時記入
※記入をもって、教育委員会への報告となる。
（いじめ防止対策推進法 第23条第2項）
【必要事項】
①いじめの有無を確認するための調査（いじめとして認知した日付）
②今後の対応
③初期対応策についての保護者への説明
④事案の詳細（「いじめの対応記録」に記入）
⑤相談状況
⑥いじめの模様
⑦加害の形態
⑧被害児童・生徒への特別な対応
⑨加害児童・生徒への特別な対応
⑩欠席日数
⑪内いじめが要因の日数
⑫市教委への相談（SLへの相談も含む）
⑬重大事態の申し立ての有無

「いじめ」の定義に対する共通理解

「加害の子どもがいじめを意図して行っていない行為」「偶発的な行為」「継続性がない行為」「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要がある。

対応

※学校いじめ対策委員会へ対応経過を報告・学校長の判断の下、協議する。

- 見守りによる対応
継続的な対応①（学校対応の範囲内）
継続的な対応②（市教委と連携が必要）
- 重大事態に「つながらないようにするための対応」
- 【重大事態として判断する基準】
①重大事態として扱う可能性のある事案
ア. 児童・生徒が自殺を企図した場合
・自殺を企図したが軽傷で済んだ。
イ. 心身に重大な被害を負った場合
・リストカットなどの自傷行為を行った。
・暴行を受け、骨折した。
・投げ飛ばされ脳震盪となった。
・殴られて歯が折れた。
・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
・心的外傷後ストレス障害と診断された。
・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
・多くの児童・生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
エ. いじめにより転学等を余儀なくされた場合
・欠席が続く当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。
②いじめを起因とした欠席
・いじめの事案が発生した日からの欠席日数が年間30日（目安）に至った。
③本人や保護者からの申し出等により、対応が困難になっている。

解消

※学校いじめ対策委員会へ、学校長の判断の下、解消判断を行う。

- 『いじめ認知報告書及び解消報告書』へ記入
※記入をもって、教育委員会への報告となる。
（いじめ防止対策推進法 第23条第2項）
- ①『面談等結果』欄へ記入
②『学校いじめ対策委員会における対応終了判断』欄へ記入

いじめの解消の定義

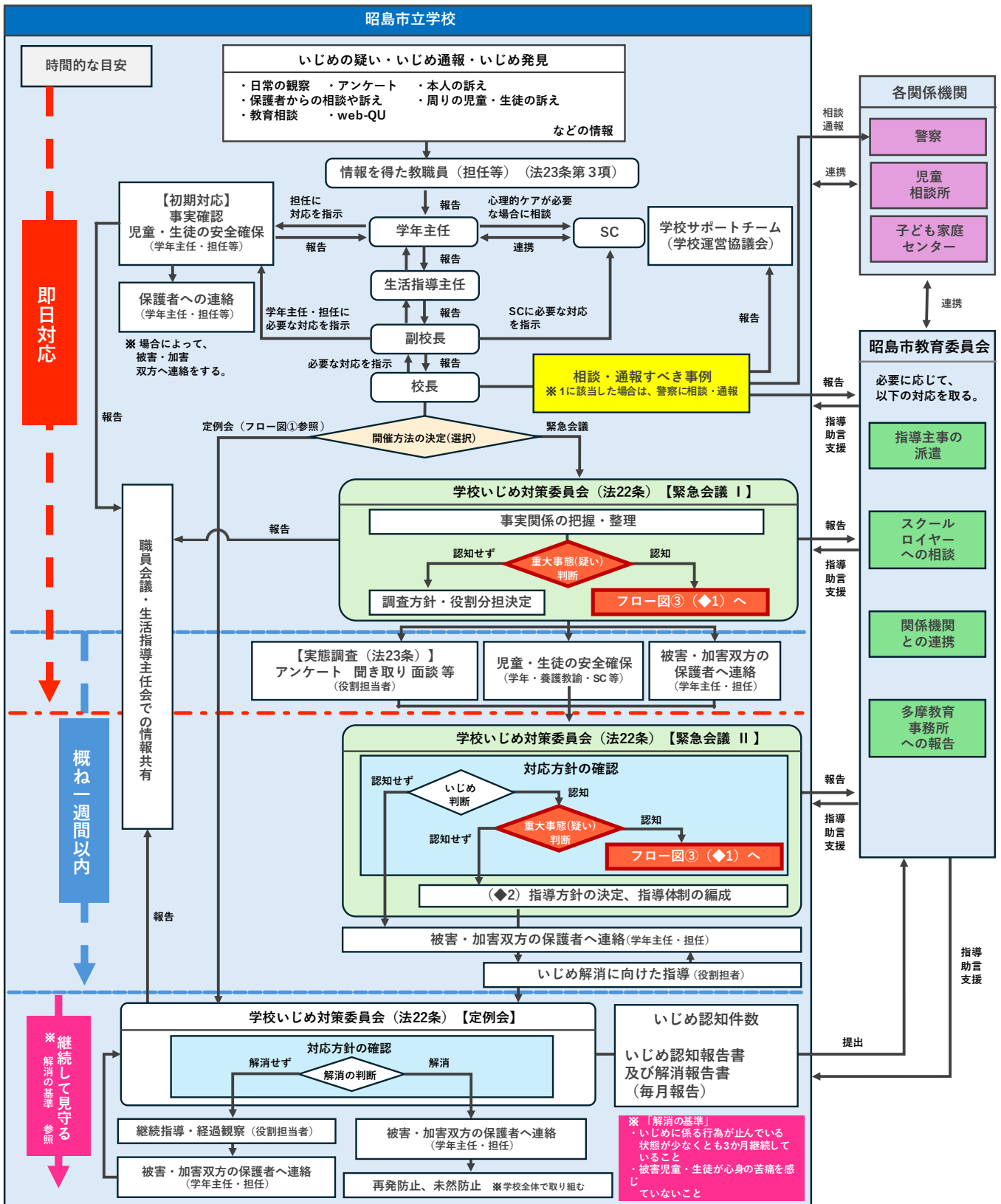
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
①被害児童・生徒に対するいじめに係る行為が止んでから少なくとも3ヶ月が経過しており、かつ②被害児童・生徒本人及びその保護者との面談等により、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことについて確認できていること。
【国基本方針 第2・3・（4）Ⅲ】

事案や対応の深刻化

重大事態の対応へ移行（フォロー図②へ）

4 いじめ重大事態発生の対応の流れ

いじめ重大事態発生の対応の流れ（フロー図②）



※ 1 相談・通報すべき事例「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日）【文部科学省】

暴行 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンや下着を脱がせたり、同級生に対して「死ぬ」と言って脅し、その同級生が自殺を決意して自殺した。（自殺を企図した場合を含む）

傷害 感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。

不同意わいせつ罪 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。 ※刑法改正により罪名を変更

名誉棄損・侮辱 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。

児童ポルノ提供等 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人一人に送って提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。

私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

盗用 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。

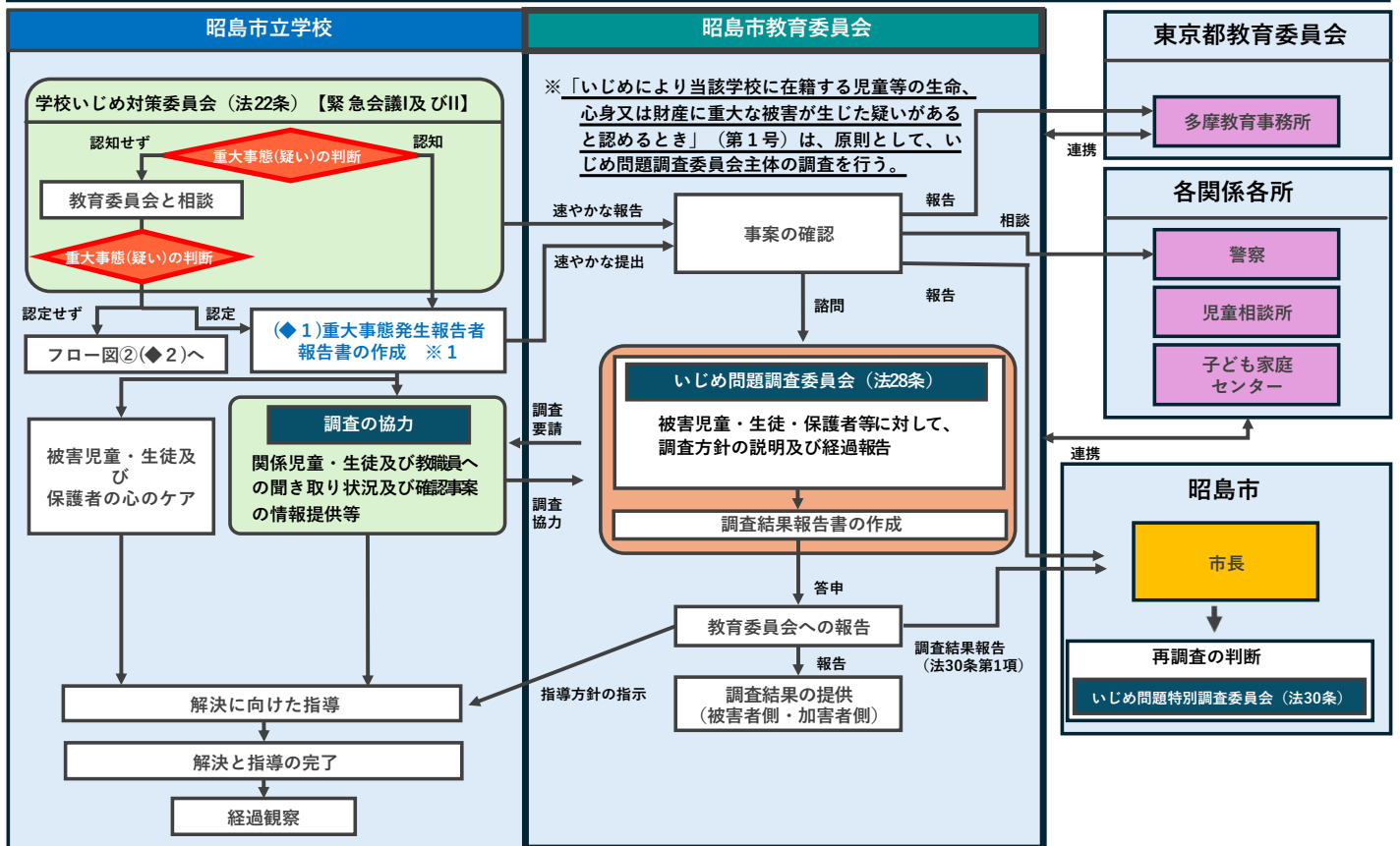
器物損壊等 自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。

強要 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

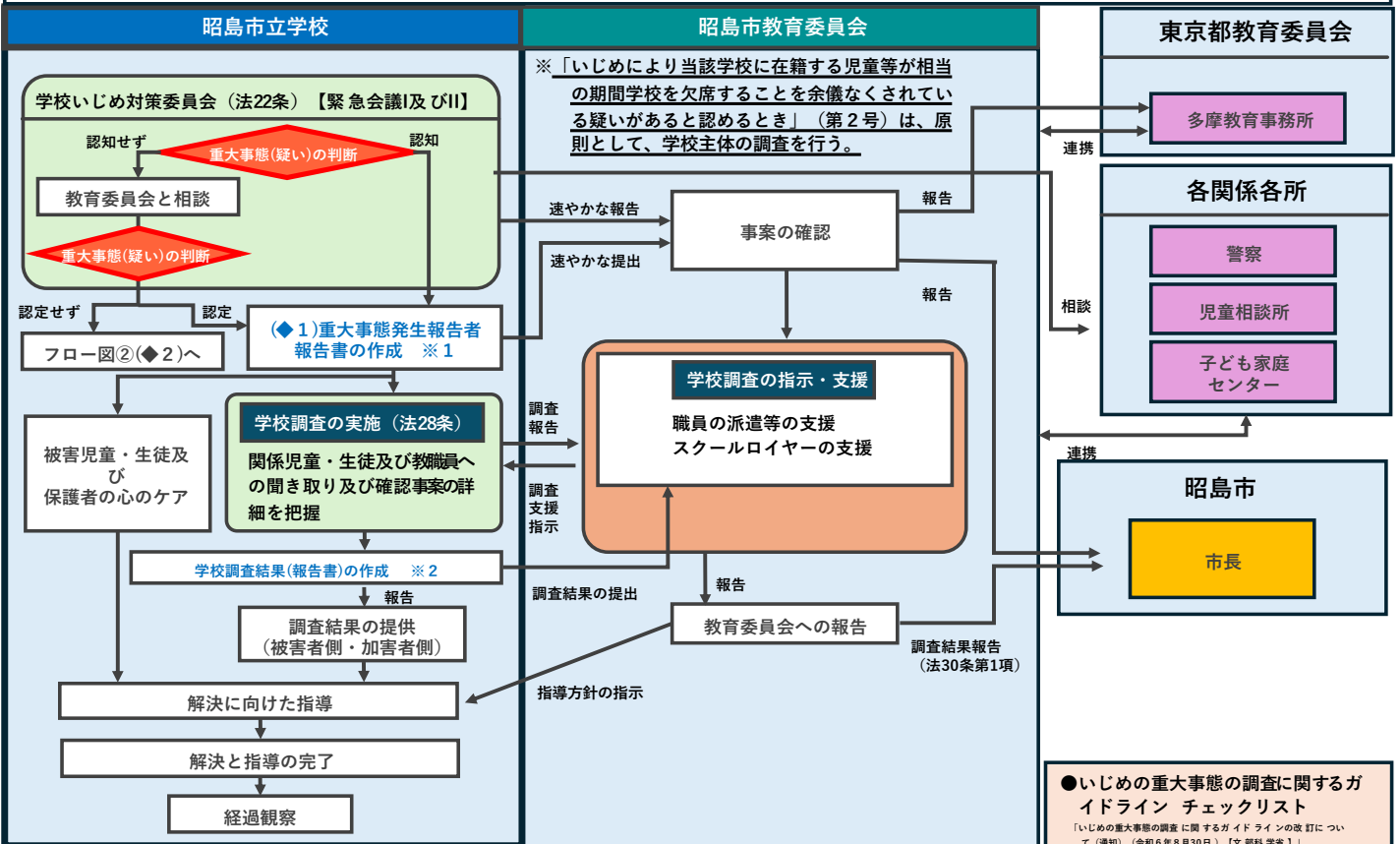
脅迫 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

いじめ重大事態発生の対応の流れ（フロー図③）

教育委員会が主体となって調査を行う場合【法第28条第1項第1号（生命心身財産重大事態）】



学校が主体となって調査を行う場合【法第28条第1項第2号（不登校重大事態）】



- ※1 重大事態の発生報告（様式1）を昭島市教育委員会へ提出する。
「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）（令和5年3月10日）【文部科学省】」
- ※2 学校調査結果報告書は、ガイドラインのP.35 P.36を参照した上で作成し、昭島市教育委員会へ提出する。
「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）（令和6年8月30日）【文部科学省】」

●いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト
「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）（令和6年8月30日）【文部科学省】」

●いじめ重大事態への適切な対応～チェックリストの活用～
「所報 たまむ 第107号（令和6年12月4日）【東京都多摩教育事務所】」

別紙					
				項目	該当
				継続的に対応する。	
				見守りにより対応する。	

いじめの対応記録

学校名	昭島市立	学校		認知報告書及び解消報告書NO.	学校番号

対応経過

年月日	主体	概要	客体	できごとの詳細	記入者
		電話			
		聞き取り			
		打合せ			
		会議			
		面談			
		その他			
		プルダウン から選択			
		プルダウン から選択			
		プルダウン から選択			
		プルダウン から選択			
		プルダウン から選択			

別紙					
				項目	該当
				継続的に対応する。	○
				見守りにより対応する。	

いじめの対応記録 記入例)

学校名	昭島市立	学校		認知報告書及び解消報告書N0.	学校番号

対応経過

年月日	主体	概要	客体	できごとの詳細	記入者
令和〇年 〇月〇日 〇時〇分	山本母	電話	小森教諭	・山本母との通話概要 「本日、山本（息子）が顔の頬を赤くして帰宅したので理由を聞いたところ、下校中、山本（息子）がその日に掃除をさぼっていた佐藤にきちんと掃除に参加するよう注意したところ、これに腹を立てた佐藤からたたかれたと話をしていた。」「事実かどうか教えてほしい。」	小森
令和〇年 〇月〇日 〇時〇分	小森教諭	打合せ	学年主任 上田教諭	・山本母との通話内容を報告	小森
令和〇年 〇月〇日 〇時〇分	学年主任 上田教諭	聞き取り	田中副校長	・山本母との通話内容を報告	上田
令和〇年 〇月〇日 〇時〇分	対策委員会	会議		・対策委員会に新規のケースとして報告した。吉岡校長から小森教諭と上田教諭が山本と佐藤、押阪から聞き取りを行うよう指示があった。	小森
令和6年 〇月〇日 〇時〇分	小森教諭	聞き取り	山本	【山本からの聞き取り内容】 ・〇月〇日に山本と佐藤、押阪で下校していた際に、 「佐藤が掃除をさぼっていたことが話題にあがった。」「山本が佐藤に『ちゃんと掃除やれよ。』と言ったら、急に佐藤がきれて『うるせえな』と言いながら叩いてきた。」とのこと。小森が、佐藤から叩かれた状況を尋ねたところ、「佐藤が右手で山本の肩を掴んで山本の方に向かわせた。」「叩かれたのは、1回だった。」「佐藤の右手で顔の右頬を叩かれた。」「一緒にいた押阪が止めてくれたので、それ以上叩かれないで済んだ。」とのこと。帰りは、押阪が山本の自宅まで付き添ってくれたとのこと。なお、山本は、これまで佐藤とのトラブルになったことはないとのこと、急に叩かれたことに困惑している様子だった。 【負傷状況の確認】 ・山本の右頬が赤くなっていた。	小森
令和6年 〇月〇日 〇時〇分	学年主任 上田教諭	聞き取り	佐藤	【佐藤からの聞き取り内容】 ・〇月〇日の下校時に、山本から掃除をやらないことに文句を言われて「急にイライラして思わず叩いちゃった。」「叩いたのは1回だった。」「山本のことを叩いたのは、これが初めてだった。」「山本に悪いことしちゃった。」「直接会って謝りたい。」とのこと。 【佐藤に対する指導】 ・上田から佐藤に対し、暴力をふるうのは、絶対だめだということを伝えて指導し、山本に直接謝罪できるかどうかは、山本や山本母の意向を確認しないとわからないことを伝えた。	上田

6 昭島市立学校いじめ防止基本方針学校の様式（案）

昭島市立 学校いじめ防止基本方針

年 月 日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止対策推進法の施行を受け、法第 13 条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられており、本校の児童生徒一人一人が安心した学校生活を送ることができるよう、学校いじめ防止基本方針を策定した。

1 いじめとは

「いじめ」とは、本校の児童・生徒に対し、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、これらの行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの未然防止

《学校全体》

- ・
- ・

《学級担任等》

- ・
- ・

3 早期発見のための措置

- ・
- ・
- ・

4 いじめに対する措置

(1) 早期対応

(2) 重大事態への対処

学校いじめ防止プログラム（年間計画）			
	教職員の活動	児童・生徒の活動	保護者・地域の活動
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
<p>1 いじめの発見・認知</p> <p>2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級担任、教職員による観察 ○ 子ども・保護者の訴え ○ 「いじめに関するアンケート」 ○ 教育相談 ○ 外部からの情報 ○ 発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
<p>3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明</p> <p>※ 訴えには、「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの態様の把握 ○ 当該の子ども、関係者からの聞き取り <ul style="list-style-type: none"> □ 話しやすい人や場所等の配慮 □ 複数の教職員で聞き取り □ 情報提供者の秘密を守る ○ 関係保護者へ連絡・説明
<p>4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議等で情報共有 (指導・援助方針の共通理解、役割分担) ○ スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
<p>5 子どもへの指導及び保護者との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者（いじめられた子ども）へ徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。
<p>6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係諸機関との連携を図る。 ○ 被害者等への心のケアを優先し、関係の生徒等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○ 必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○ 事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

【資料】

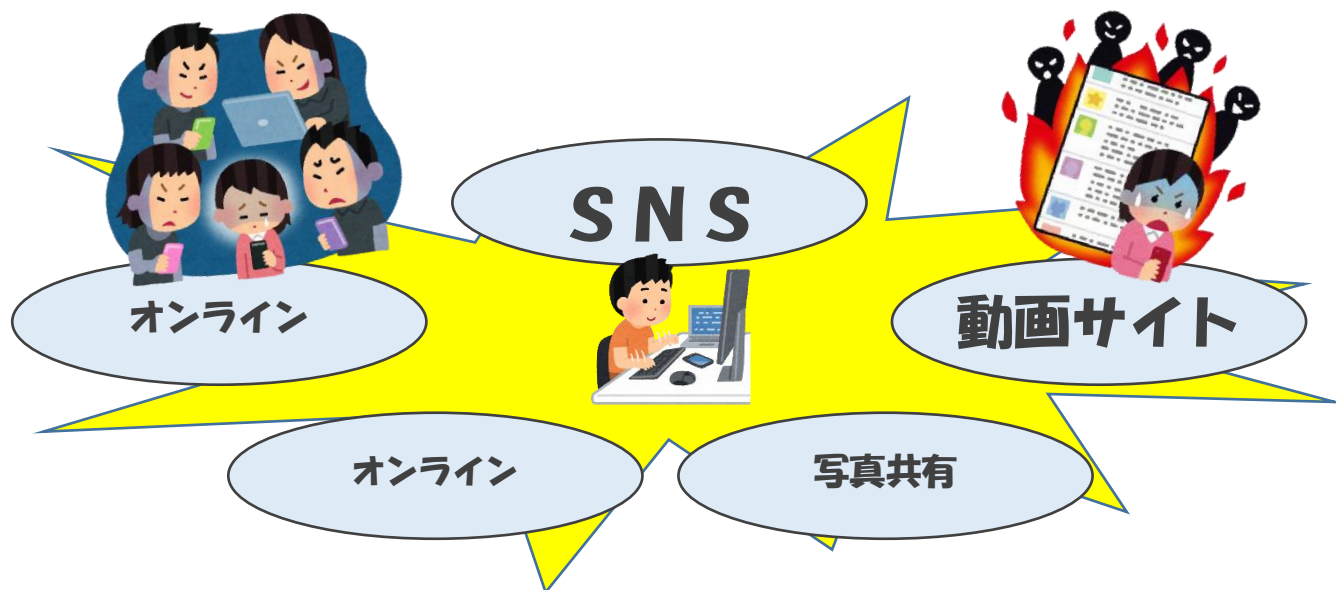
1 いじめ問題防止会議 啓発資料

・令和3年度「わが子を守る」

保護者・関係者の皆様

我が子を守る

思いがけないインターネットトラブルから



お子様との話題にしてみませんか？

子どもたちのインターネット利用は、多様化・低年齢化が見られ、インターネット利用時のトラブルも増加傾向にあります。このようなトラブルは、いつでも誰にでも起こり得るものです。

子どもにスマートフォンや携帯電話を持たせるとき、一番の責任は保護者にあります。また、子どもの成長に伴い、保護者が負わねばならない責任も大きくなっていきます。

思いがけないトラブルから子どもを守り、インターネットと賢く付き合っていくためには、ご家庭において適切なルールづくりをしていく必要があります。利用の実態や発達の段階に合わせて、ルールについて話し合ったり見直したりしていただきますよう、お願いします。



令和3年4月
昭島市教育委員会

☆保護者の方も一緒に、インターネットの賢い利用方法について考え、話題としてみてください。

☆社会で許されないことは、インターネット上でも許されないことを教えてください。

☆子どもが困ったときには、落ち着いて事情を聴き、親身に相談にのってください。

☆困ったときに相談できる窓口があることを、子どもに教えてください。(保護者の方からの相談も可能です。)

【昭島市いじめ相談ホットライン (いじめ専門電話相談)】 042-543-7633

※平日 9時~17時 (土日祝日、年末年始を除く)

【24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)】 0120-0-78310



家庭のルールを相談して決めましょう!



インターネット上のトラブルを未然防止していくために、利用段階に応じた保護者の手助けをお願いします。保護者が押し付けるのではなく、一緒に考え、守れるようにしてください。
※SNSや動画サイトには、利用に関わる年齢制限があります。(多くは13歳以上となっています。)

許可すること (例)

保護者の関わり (例)

ルールづくり (例)

★レベル1★【インターネット利用 デビュー】

- インターネットサイトや動画の閲覧を許可!
- SNSは、禁止!



利用時間の決定

- 生活習慣を守ることを前提に利用時間を決める。
- レベルアップの見通しをもたせる。

- インターネットは1日_____分まで。
- 食事中や移動中は使わない。
- パスワードは、保護者に教える。
- 夜、_____時に保護者に返す。
(保護者のものであることの徹底。)

★レベル2★【インターネット利用 レベルアップ】

- 家族限定で、メールの利用を許可!
- SNSは、禁止!



コミュニケーションの練習

- 家族とメール交換する。
- 言葉の選び方や絵文字の活用など、伝え方を練習させる。

- メール交換は、家族とだけ。
- 自分が送られて嫌なことは送らない。
- 相手が今、何をしているか考えて送る。
- 「やばい」など本来の意味以外に使われる言葉や、流行り言葉を多用しない。

★レベル3★【SNS等の利用 デビュー】

- 家族や親戚、知人や友達に限定してメールやSNSの利用を許可!
- 知らない人とのコミュニケーションは禁止!

コミュニケーションの確認

- 相手を限定してSNSの利用を許可する。
- 直接の会話を大切に、送受信の内容確認をする。

- 友達との送受信は_____時まで。
- 大量に送ったり返信を強要したりしない。
- 意味が伝わるか、相手が嫌な気持ちにならないか、送る前にもう一度確認する。
- 友達の画像は勝手な加工や送信をしない。

★レベル4★【SNS等の利用 レベルアップ】

- インターネット上で知り合う人とのコミュニケーションを許可!



利用範囲を広げ、見守る

- 社会規範が理解できたら、利用範囲を広げる。
- いじめや犯罪等に巻き込まれないために見守る。

- 金銭が伴うようなやり取りはしない。
- 公開してよい情報か、他人に迷惑が掛からない内容か確認する。
- みんなが笑顔になる利用を心掛ける。
- 困ったときはすぐに相談する。

★レベル5★【SNS等の利用 充実】

- インターネットを利用してできることを有効に活用させ、生活をよりよいものに!

自由に利用させ、見守る

- 自己判断して行動する場を増やし、成長を見守る。
- 無自覚のうちに加害者にならないよう意識させる。

- 事実を確認せずに、不確かな情報を信じたり拡散したりしない。
- 課金や商品の購入等を行うときには、自分の利用できる範囲をよく考えて行う。
- 身近な人との直接的なコミュニケーションも大切にする。

心に響く温かい言葉いっぱいの 学校をつくるために

子どもたちの日常の場面

学級や学年の子どもたちから、こんな言葉が聞こえてきていませんか？

かなしいな、、、



最近、調子に乗ってない？

あっち行け！

教職員の声掛けの場面

子どもたちに、「温かい言葉」をかけていますか？

〇〇してくれて、ありがとう！

元気がなさそうだけど、
どうしたの？



今日は〇〇さんの〇〇な姿
が見られて嬉しかったよ。

- 子どもたちが心の通う人間関係をつくるためには、相手を思いやる言葉や、相手が言われて嬉しいと感じる言葉を、日常生活で意識して使えるように指導することが大切です。
- 子どもたちの温かい心と言葉を育てるために、教職員をはじめ大人は、子どもたち一人一人の大切さを自覚し、相手に届く言葉を用いながら、信頼関係を築きましょう。子どもたちの姿は、対応している大人の姿を映し出す鏡にもなるのです。

令和4年4月
昭島市教育委員会
(昭島市いじめ問題防止会議)

子どもたちが、よりよい学校・学級をつくるためにはどうしたらよいかを考え、自覚して行動できる取組をしましょう。

学級への指導

取組時期【例】	ふれあい月間の時期（6月、11月）
テーマ例	・友達から言われて嬉しい言葉を集めよう。 ・一人一人が居心地の良い学級にするにはどうしたらよいだらう。
取組内容	①自分の体験などから考えをもつ。【自分自身】 ②グループごとに意見交換する。【グループ】 ③話し合って学級の行動目標を決める。【学級】
ゴール	テーマに対する自分の目標を決める。



児童会・生徒会活動による取組

取組時期【例】	ふれあい月間の時期（6月、11月）、あいさつ運動の時期
取組名の例	・あったかい言葉かけ運動 ・嬉しいコトバラエティ運動
取組内容	相手が言われて嬉しいと感じる言葉、心が温まる言葉（ありがとう、お疲れさま、〇〇さんのおかげで助かった等）を日常生活で意識して使うようにする呼び掛けを行う。
ゴール	一人一人が「あったかい言葉かけ宣言」をする。

教職員の言葉に関わるチェック

項目	内 容	1学期	2学期	3学期
教職員と子どもとの関わり	児童・生徒に向かって、「お前たち」と呼んだり、呼び捨てにしたりせず、「〇〇さん」と、敬称をつけて呼ぶなど、日常的に言葉を整える意識をもつ。			
	児童・生徒の実態や発達の段階に応じて、「一緒に考えてみよう。」「〇〇するとできそうだね。」という共感的で見通しのもてるような指導を行う。			
	登下校時に、児童・生徒に率先して言葉を掛け（明るい声で挨拶をする等）、温かく送り迎えをする。			
教室環境	児童・生徒の作品に誤字・脱字があった場合、修正させてから掲示する。			
	教室や廊下の黒板や壁などに、落書き等がないよう気を付ける。			
学校が発行する文書	文書等を作成する際には、それを読む人の立場に立ち、意図が誤解なく伝わる表現になるように努める。			
	文書等に誤字・脱字や不適切な表現がないか、複数で点検してから発行する。			

1学期の振り返り	2学期の振り返り	3学期の振り返り

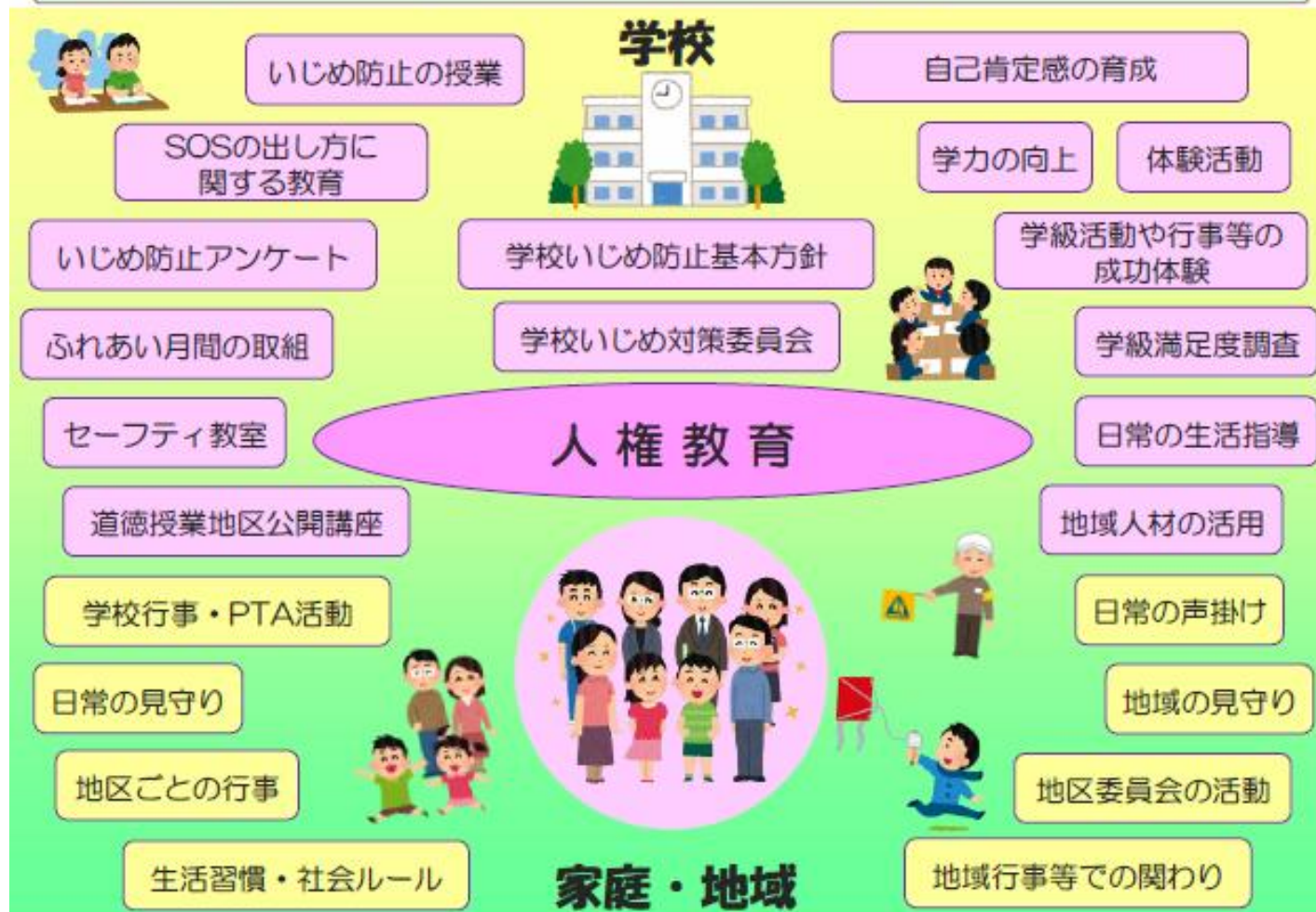
※こんな言葉を使ってみませんか ～否定ではなく提案&肯定！～

	ネガティブな表現	ポジティブな表現
提案	～しては、いけません	～したら、もっと良くなると思うよ
提案	～は難しいかもしれないね	一度、挑戦（トライ）してみたらどう
肯定	さわがしいね	活気があって、元気だね

<参考資料> ・いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻 [実践プログラム編] P. 32・33
・人権教育プログラム 学校教育編 P. 26～28

いじめを生まない環境づくり

昭島市いじめ問題防止会議では、いじめ問題の防止に向けた協議を行い、子どもたちを守っていくため、学校・家庭・地域が連携して取り組んでいくことの重要性を再確認いたしました。学校・家庭・地域の連携強化について、改めてお願いいたします。



学校・家庭・地域の連携を強化！

学校では、家庭や地域の協力を得ながら、子どもたちの健全育成に努めるとともに、いじめ防止に向けた上記のような具体的な取組を実践しています。

With コロナ、Afterコロナの社会生活の中で、改めて、学校・家庭・地域が手を取り合い、いじめから子どもたちを守り通すことに、ご協力ください。



参加する



聴き合う



語り合う



諭す



認める・ほめる

令和5年4月
昭島市教育委員会
(昭島市いじめ問題防止会議)

いじめ防止に向けた昭島市の取組

昭島市ではいじめを撲滅し、市立小・中学校に通うすべての児童・生徒が、生き生きとした学校生活を送れるよう、「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、いじめ防止に向けた取組を推進していきます。

昭島市いじめ防止5つの提言

いじめは絶対に許されません

昭島市、教育委員会、学校、家庭、地域など、子どもを取り巻く大人は、いじめ問題に対して次のような姿勢で取り組みます。



1 子どもたちが安心できる学校・地域をつくります

学校や地域の大人は、地域での行事等を通して子どもたちとコミュニケーションを十分に取し、相談しやすい信頼関係をつくり、子どもたちが不安や悩みを乗り越え、安心して生活できるようにします。

2 ささいないじめも見逃しません

ささいなケースを黙認したり看過したりすることなく、いじめの兆候がある場合には、組織的にきめ細かく対応し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。

3 いじめ問題の要因・背景にも目を向けます

いじめを生み出す土壌や要因、雰囲気になかったかなど、いじめが起きた要因の分析やいじめを行った児童・生徒への事後対応にも配慮していきます。

4 いじめ問題は学校、家庭、地域で取り組みます

学校、保護者、青少年対策地区委員会、民生・児童委員、人権擁護委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど多くの大人の関わりを生かし、関係者、関係機関が連携して相談体制を構築するとともに、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に向けた取組を行います。

5 小・中学校で連携していじめ問題に取り組みます

いじめの防止においても、生徒会を中心とした中学生が小学生へいじめ防止の呼びかけを行うなど、中学校区を単位とした小・中連携により、児童・生徒が自ら考え、いじめの行為を抑制できる主体的な活動を取り入れていきます。

昭島市教育委員会（令和6年4月）
（昭島市いじめ問題防止会議）





いじめ問題への基本的な考え方

(「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」より)



いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものである。

いじめの防止について

- ・児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促します。
- ・児童・生徒がいじめについて考え、行動する機会を教育課程に位置付け、教育活動の充実を図ります。
- ・すべての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくりを行います。
- ・いじめ問題に対しては、地域や保護者（家庭）、関係機関が一体となって取り組みます。

いじめの早期発見に向けて

- ・児童・生徒が、一人以上の大人に相談できる環境づくりをします。
- ・児童・生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること、また、一人で判断することなく組織的に情報を共有し、判断して対応します。
- ・いじめの早期発見のために、年3回以上のアンケート調査を行い、児童・生徒の心の状況を把握します。
- ・地域や保護者（家庭）と連携した、児童・生徒の見守り体制を構築します。

いじめへの対処

- ・いじめへの対処は組織的に行います。
- ・いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けている児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するとともに、継続した見守り、支援を行います。
- ・いじめの行為に対して、毅然とした指導を行い、直ちにその行為を止めさせるようにします。また、いじめをした児童・生徒に対しては、事情を確認するだけでなく、周囲の情報も収集して適切に指導及び継続的な支援を行います。
- ・重大事態が疑われる場合には、ためらうことなく関係機関と連携し、対応を行います。

保護者(家庭)や地域、関係機関との連携

- ・学校運営協議会、学校評議員会、PTA等保護者との組織、地域の関係団体といじめ問題を含む児童・生徒の健全育成について連携して対策を進めます。
- ・より多くの大人が児童・生徒の悩みや相談を受け止められるよう、学校は、保護者（家庭）、地域、関係機関と組織的に連携・協働する体制を構築します。
- ・学校が児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導に十分な効果が表れない場合には、関係機関と適切に連携します。
- ・児童・生徒とその保護者（家庭）には、相談窓口を周知します。

～いじめに関する相談はこちらへお問い合わせください～

昭島市教育福祉総合相談 042-519-2290 昭島市いじめ相談ホットライン 042-543-7633
受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

昭島市いじめ問題防止会議だより

(令和7年4月 昭島市教育委員会)

～いじめに関する相談はこちらへお問い合わせください～

昭島市教育福祉総合相談 042-519-2290 昭島市いじめ相談ホットライン 042-543-7633

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

「学校・家庭・地域が連携するいじめ防止」

学校

- 学校運営協議会や学校サポートチームを活用していじめ防止に取り組みます。
- 子どもたちに言葉の持つ力について考える授業を実施します。

学校



みんなで子どもを守る

地域

- 学校に参画し、子どもと顔見知りになる関係を構築します。
- いじめを発見した場合は、子どもに声をかけ、学校へ情報提供します。

地域

家庭

家庭

- 学校のことを家族で話題にし、学校での様子を把握するように努めます。
- いじめに関わったときの対応策等を一緒に考えます。

保護者(家庭)や地域、関係機関との連携

- ・学校運営協議会、学校サポートチーム、PTA等保護者との組織、地域の関係団体といじめ問題を含む児童・生徒の健全育成について連携して対策を進めます。
- ・より多くの大人が児童・生徒の悩みや相談を受け止められるよう、学校は、保護者(家庭)、地域、関係機関と組織的に連携・協働する体制を構築します。
- ・学校が児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導に十分な効果が表れない場合には、関係機関と適切に連携します。
- ・児童・生徒とその保護者(家庭)には、相談窓口を周知します。

●昭島市いじめ問題防止会議とは？

昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき設置し、いじめは許されないという意識啓発活動、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等の取組、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携に関すること等について協議し、その結果を踏まえ、いじめ防止等に向けた取組を推進します。

●いじめ問題防止会議 委員の紹介(委員長は◎、副委員長は○)

小学校校長会長 ○中学校校長会長 人権教育推進委員会(小学校担当校長・中学校担当校長)
昭島警察署生活安全課代表 ◎人権擁護の会代表 民生委員・児童委員協議会委員代表
自治会連合会代表 青少年補導連絡会代表 青少年とともにあゆむ地区委員会代表
学校教育部長 PTA協議会(小学校代表・中学校代表)
【事務局】指導担当部長兼指導課長 統括指導主事 指導主事

子ども せいと 児童・生徒のみさんへ

ふあん なや 不安や悩みがあるときは …

ひとり なや 一人で悩まず、相談しよう

赤丸の数字は、2枚目の相談窓口の番号です。
他の相談窓口も2枚目にあります。

いじめや不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。

主に SNS を含む いじめ・不登校に関する相談

非行や暴力、犯罪被害などを相談したい。

メール 電話

3 SNS 等教育相談

4 考えよう！いじめ・SNS@Tokyo

2 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン

1 東京都児童相談センター

6 ヤング・テレホン・コーナー

心・性・命 なしをきめた 学校生活の悩みに関する相談

心や性、命に関する悩みなどを聞いてほしい。

SNS メール 電話

10 こたエール

11 こころといのちのほっとライン

8 児童・生徒を性暴力から守るための相談窓口

9 性暴力救援ダイヤルNaNa

12 こころの電話相談



子ども

児童・生徒のみなさんへ
不安や悩みがあるときは…
一人で悩まず、相談しよう

ひとり なや

区立特別支援学校
令和7年4月版

S SNS
X メール
電話

はじめ・不登校に関する相談

1 **話してみなよ 東京子供ネット**
はじめ、休頓、虐待等の子供の父親被害に関する相談
フリーダイヤル はなして みなよ
0120-874-374
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00
(年末年始を除く)
東京都児童相談センター
(子供の権利館専門相談事業)

4 **考えよう！はじめ・SNS@Tokyo**
はじめ防止とSNSの適切な利用に役立つウェブサイト・アプリ
◆「この空模様子エック」アプリを使って、東京都はじめ相談ホットラインに電話ができます。
◆こたエールのネット相談受付フォームに繋がります。
東京都教育委員会

2 **教育相談一般・東京都はじめ相談ホットライン**
はじめ、学校生活、家族・友人関係、ヤングケアラー等に関する相談
24時間対応
0120-53-8288
ホームページ内からメール相談もできます。
東京都教育相談センター

5 **24時間子供SOSダイヤル**
はじめの簡題やその他の子供に関する相談全般
フリーダイヤル なやみいお
0120-0-78310
文部科学省が管理しており、東京都内からかけると、東京都教育相談センターにつながります。

3 **SNS等教育相談**
二ツクネームや通称名を使って相談することもできます。
毎日 15:00~23:00
(受付は22:30まで)
東京都教育相談センター

6 **ヤング・テレホン・コーナー**
非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談
24時間対応
03-3580-4970
専門の担当者(のりこ、警察官)が対応
◆月～金 8:30~17:15
◆夜間、土日祝日・年末年始は、**03-3580-4970**から相談
新宿の警察官が対応

心・性・命なすを含めた 学校生活や家庭での悩みに関する相談

7 **よいこに電話相談**
よいこに
03-3366-4152
東京都児童相談センター

10 **こたエール**
ネット・スマホのトラブル相談
なやみゼロに
0120-1-78302
こたエールの健康に関する相談
平日9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)
千代田、中央、文京、台東、墨田、江東、豊島、北、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ地域
03-3302-7711
多摩地域
(29区、島しょ地域以外)
042-371-5560
東京都立精神保健福祉センター

8 **児童・生徒を性暴力から守るための相談窓口**
教職員等による児童・生徒への性暴力等に関する通報、相談
◆月、火、木 15:00~18:00
◆土 9:00~12:00
東京都教育委員会

11 **こころのいのちのほっとライン**
はなしてなやみ
0570-087478
こころの電話相談室
子供の行動や心の発達等に関する相談
042-312-8119
月～金 9:00~12:00
(土日祝日、年末年始を除く)
東京都立小児総合医療センター

9 **性暴力支援ダイヤルJNaNa**
性暴力・性被害に関する相談
24時間対応
03-5577-3899
性暴力支援センター・東京

13 **こころの電話相談**
こころの健康に関する相談
平日9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)
千代田、中央、文京、台東、墨田、江東、豊島、北、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ地域
03-3844-2212
多摩地域
(29区、島しょ地域以外)
042-371-5560
東京都立精神保健福祉センター

9 **性暴力支援ダイヤルJNaNa**
性暴力・性被害に関する相談
24時間対応
03-5577-3899
性暴力支援センター・東京

14 **昭島市教育相談窓口**
昭島市教育・発達総合相談(教育相談)
042-519-2290
平日 9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)
昭島市教育委員会

不安や悩みは誰にでもあります。身近にいる信頼できる大人や、上にある相談機関に相談してみよう。

相談するとどうなるの??

悩みがあるとき



登校しようとお腹が痛くなる。身近な大人には相談できないよ。

無視されている気がする。大人に言っても人間関係がより悪くなったらどうしよう。



電話

メール

SNS

手紙

各相談窓口で、親身になって話を聴いたり、

相談に乗ったりします。

心理職・相談員・警察官・弁護士等



- ・匿名で相談することができます。
- ・各機関の相談員があなたのつらさや苦しさを受け止めます。
- ・あなたと一緒に、どうしたら良いか考えます。
- ・必要に応じて、関係機関を紹介することもあります。

相談内容に応じた
関係機関を紹介

悩みが解消

解決に向けて相談を聴きます。



悩みが解消



不安や悩みは誰にでもあります。
相談機関に相談してみよう。

様々な相談を受けています。

将来の夢・進路・目標・就職・仕事 (アルバイト)
性・いじめ・不登校・生活習慣・容姿・食事・運動
家族 (親、兄弟等)・学校・クラス・部活・先生
友達・先輩 (後輩) 恋人・勉強・苦手なこと
体調管理・メンタルコントロール・周囲の目
ネット (SNS等)・お金・習い事・秘密 など

相談内容については、外部へは話しません。

(ただし、解決を図るために、警察官やスクールカウンセラー等に
情報共有をすることがあります。)

不安や悩みは誰にでもあります。あなたを支える人がいます。一緒に考えていきましょう。


令和7年4月

保護者向け相談窓口一覧

どんなことでも構いません。遠慮せずに御相談ください。

T 電話による相談 / 問合わせ
 M 来所による相談 / 問合わせ
 W Webによる相談 / 問合わせ


いじめや不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。




生活や子育てなど家庭のことについて困っている。



非行や暴力、犯罪被害などを警察に相談したい。



子供の行動や発達などについて不安がある。



心の悩みや不安などを聞いてほしい。

各区市町村教育相談所（室）一覧

お住いの地区の各教育相談を行う機関、相談先の一覧です。

T M W



教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン

24 時間対応

0120-53-8288

東京都教育相談センター

T M W



青少年リスタートブレイス・思春期サポートブレイス

都立高校への就学に向けた支援や心理等の専門家を招いた講演会を行っています。

03-3360-4192 東京都教育相談センター


T M



子供家庭支援センター一覧

18 歳未満の子供や子育て、家庭のあらゆる相談を受けています。

T M



東京都児童相談センター・児童相談所

原則 18 歳未満の子供に関する相談や通告について、どなたからも受け付けています。

T M




警視庁少年センター

都内8か所、心理専門の職員が「秘密厳守」「無料」で相談に応じます。

警視庁

T M



ヤング・テレホン・コーナー

24 時間対応

03-3580-4970

警視庁 少年相談係

T



こころの電話相談室

042-312-8119 東京都立小児総合医療センター

T



こころといのちのほっとライン

0570-087478 東京都保健医療局

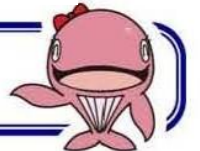
T








昭島市公式キャラクター
アッキー

昭島市 子育てライフ・サポート リーフレット



昭島市公式キャラクター
アイラン

昭島市子育て支援に関する情報誌のご案内

名 称	掲載内容	問い合わせ
あきしま乳幼児 支援制度案内 『きらり』	乳幼児のお子さんとその保護者が受けられる様々なサービスや幼稚園・保育園・遊び場などについて 昭島市ホームページはこちらから 『きらり』 	地域支援係 市役所 1階 17番窓口 TEL 042-544-4190 FAX 042-546-8855
あきしま子育て ハンドブック 『きらり plus』	子どもの成長に合わせ活用していただけるよう就学児以降 18歳未満の子育てに関する情報 昭島市ホームページはこちらから 『きらり plus』 	統括支援係 つつじが丘 3-3-15 アキシマエンシス校舎棟 1階 TEL 042-519-5715 FAX 042-519-2803
あきしま子育て アプリ by「母子モ」	妊婦さんや未就学児がいるご家庭向けの子育てアプリです。地域の子育て情報等が確認でき、予防接種のスケジュール管理も行えます。 昭島市ホームページはこちらから あきしま子育てアプリ 	母子保健係 つつじが丘 3-3-15 アキシマエンシス校舎棟 3階 TEL 042-519-6006 FAX 042-519-2803

子育て中の方への経済的支援・相談窓口のご案内

内 容	対象・制度の概要	問い合わせ	
マ タ ニ テ ィ 期 ～ 出 産 期	里帰り等妊婦 健康診査費用	出産の翌日から1年以内に申請した方 受診料の一部を補助	母子保健係 つつじが丘 3-3-15 アキシマエンシス校舎棟 3階 TEL 042-519-6006 FAX 042-519-2803
	入院助産制度	様々な事情により経済的に入院費等を支払うことが困難な妊産婦の方 分娩の介助・前後の処置及び看護などの費用を支援(所得制限あり)	ひとり親・女性支援担当 つつじが丘 3-3-15 アキシマエンシス校舎棟 2階 TEL 042-519-2277
	保健指導票	生活保護世帯、市民税非課税世帯の妊産婦や乳幼児の方 指定の検査・診察などの保健指導の費用を支援	母子保健係 つつじが丘 3-3-15 アキシマエンシス校舎棟 3階 TEL 042-519-6006 FAX 042-519-2803
	養育医療	未熟児で、医師が入院養育の必要を認めた方 医療費を給付(所得に応じて自己負担あり)	
	妊婦のための 支援給付	令和7年4月1日以降に妊娠届出、妊婦給付認定の申請をし、妊婦給付認定を受けた妊婦の方 5万円(現金かデジタルギフトを選択可能) 胎児の数の届出日時時点で昭島市に住民票がある方(妊娠8か月時) 胎児の数×5万円(現金かデジタルギフトを選択可能)	
	出産育児一時金	国民健康保険に加入されている方 出産費用の一部を支給	保険係 市役所 1階 4番窓口 TEL 042-544-5111 FAX 042-544-5115
	国民健康 保険税	国民健康保険被保険者の方で、出産日が令和5年11月1日以降の方 国民健康保険税を免除(出産予定日又は出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎は3カ月前から6カ月間))	
国民年金 保険料	国民年金第1号被保険者の方で、出産日が平成31年2月1日以降の方 国民年金保険料を免除(出産予定日又は出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎は3カ月前から6カ月間))	年金係 市役所 1階 5-1番窓口 TEL 042-544-5111 FAX 042-544-5115	

令和7年4月現在

発行：昭島市子ども家庭部 こども家庭センター 統括支援係 TEL 042-519-5715

内 容	対象・制度の概要	問い合わせ
バースデイサポート あきしま	1歳のお子さんがいるご家庭 ギフト券を支給（アンケートを返送していただいた場合）	母子保健係 つつじが丘 3-3-15 アキシマエンス校舎棟 3階 TEL 042-519-6006 FAX 042-519-2803
児童手当	0歳～高校生年代まで（18歳に達した年度末まで）の児童を養育している方 手当を支給（所得制限なし）	手当医療助成係 市役所 1階 16番窓口 TEL 042-544-4193 FAX 042-546-8855
任意予防接種	6カ月～18歳（高校生3年生相当の年度まで）のお子さん 季節性インフルエンザワクチン接種費用の一部を助成 1歳～3歳未満のお子さん おたふくかぜワクチン接種費用の一部を助成	健康係 昭和町 4-7-1 あいぼっく 1階 TEL 042-544-5126 FAX 042-544-7130
乳幼児 医療費助成	小学校就学前までのお子さん 医療費（保険診療）の自己負担分を助成（入院時の食事代・保険外診療分は対象外）	手当医療助成係 市役所 1階 16番窓口 TEL 042-544-4193 FAX 042-546-8855
多子世帯一時預かり 保育等利用者 負担軽減補助	多子世帯のお子さん 一時預かり保育、病児保育、幼稚園預かり保育の利用料金を軽減	地域支援係 市役所 1階 17番窓口 TEL 042-544-4190 FAX 042-546-8855
私立幼稚園等園児 保護者補助金	満3歳～5歳児を私立幼稚園に通園させている保護者 保育料の一部を補助（世帯の市民税所得割課税額に依る）	保育所幼稚園係 市役所 1階 17番窓口 TEL 042-544-4189 FAX 042-546-8855
認可外保育施設 利用支援補助金	認証保育所、家庭的保育事業、認可外保育施設（基準あり）を利用する保護者 保育料の一部を補助（契約保育料と市で定める標準時間の保育料との差額）	給付助成係 市役所 1階 17番窓口 TEL 042-544-4317 FAX 042-546-8855
義務教育就学児 医療費助成	小・中学生の児童 医療費（保険診療）の自己負担分を助成（入院時の食事代・保険外診療分は対象外）	手当医療助成係 市役所 1階 16番窓口 TEL 042-544-4193 FAX 042-546-8855
高校生等 医療費助成	高等学校の就学期（15歳の4月1日から18歳の年度末）にある方 医療費（保険診療）の自己負担分を助成（入院時の食事代・保険外診療分は対象外）	同上
教育費の援助	公立の小・中学校に通学する子どもがいる経済的事情により教育費の支出が困難であると認められる世帯や生活保護世帯の保護者 学用品費や校外活動費、給食費等の一部を補助	学務係 市役所 2階 2番窓口 TEL 042-544-4437 FAX 042-541-4337
給付型 奨学金制度	経済的理由により高等学校等への就学が困難な方 学資の一部を給付（対象者基準あり 毎年15名）	同上
受験生チャレンジ 支援貸付	中学校3年生または高校3年生 学習塾の受講料及び入学受験料の一部を無利子で貸し付け、高校・大学等に入学した場合は申請により貸付金の返済を免除（所得制限あり）	昭島市社会福祉協議会 昭和町 4-7-1 あいぼっく 2階 TEL 042-544-0388 FAX 042-543-0003
学習サロン	小学生から高校生 居場所を兼ね、ボランティアの方々が家庭学習の一環として支援	同上
子ども食堂	幼児から高校生までの方や保護者の方 地域のボランティアの方々が食堂の開催や食材の提供や交流を実施（詳細は昭島市ホームページに掲載）	統括支援係 つつじが丘 3-3-15 アキシマエンス校舎棟 1階 TEL 042-519-5715 FAX 042-519-2803

就学前
↳
就学後

	内 容	対象・制度の概要	問い合わせ
ひとり親	児童扶養手当	18歳に達した年度末までの児童（障害を有する児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の保護者 手当を支給（所得制限あり）	手当医療助成係 市役所1階16番窓口 TEL 042-544-4193 FAX 042-546-8855
	児童育成手当	18歳に達した年度末までの児童（障害を有する児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の保護者 手当を支給（所得制限あり）	
	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の保護者及び児童 医療費（保険診療）の自己負担分を助成（入院時の食事代・保険外診療分は対象外、所得制限あり、課税状況による自己負担あり）	
	母子及び父子福祉資金	都内に6カ月以上居住する20歳未満のお子さんを扶養するひとり親家庭 各種福祉資金を貸し付け	
	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母 就業を目的とした教育訓練講座（雇用保険法に基づく講座）受講料の一部を支給	
	高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当受給者又は同等の所得水準であるひとり親家庭の父または母 就職に有利となる国家資格等の取得による生活支援のための給付金を支給（4年間を上限）	
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	家事や育児等に著しく支障のあるひとり親家庭 ホームヘルパーを派遣（所得による費用負担あり）	
障害・慢性疾患等	児童育成手当（障害手当）	愛の手帳1～3度程度の知的障害、身体障害者手帳1級・2級の身体障害者等の20歳未満の児童を扶養している方 手当を支給（所得制限あり）	手当医療助成係 市役所1階16番窓口 TEL 042-544-4193 FAX 042-546-8855
	特別児童扶養手当	20歳未満で心身に重度の障害のあるお子さんを養育している保護者の方 手当を支給（所得制限あり）	障害福祉課 市役所1階13番窓口 TEL 042-544-5111 FAX 042-546-8855
	障害児福祉手当	20歳未満で日常生活において常時の介護を必要とする重度の障害のある方 手当を支給（所得制限あり）	
	重度心身障害者手当	重度の知的障害があり、日常生活で複雑な配慮を必要とする方、重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方、重度の肢体不自由で両上・下肢とも機能が失われている方 手当を支給（所得制限あり）	
	小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満の児童で対象となる疾患にかかり、かつ別に定める認定基準に該当している方 医療費（保険診療）の自己負担額の一部を助成	
	自立支援医療（育成医療）の給付	18歳未満の身体に障害を有する児童又は障害や疾患に係る治療を行わないと将来障害を残すと認められる児童で手術などの治療により機能回復が見込まれる方 指定医療機関での治療にかかる医療費（保険診療）を給付	
	難病医療費等助成	国及び東京都が難病に指定した疾患にかかり、かつ別に定める認定基準を満たしている方 治療にかかる医療費（保険診療）の自己負担額の一部を助成	

	内 容	対象・制度の概要	問い合わせ
手数料等の免除	ごみ及び亡くなったペットの持ち込み	生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯の方 手数料免除	環境コミュニケーションセンター 美堀町 3-8-1 TEL 042-546-5300 FAX 042-546-5900
	粗大ごみ等の処理	生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯の方 手数料免除	清掃センター 田中町 4-3-14 TEL 042-541-1342 FAX 042-541-4560
	ごみ指定収集袋	生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、 身体障害者手帳 2 級以上・愛の手帳 2 度以上・精神障害者保健福祉 手帳 1 級の交付を受けている方が属する世帯で前年度の市民税非 課税世帯の方 指定収集袋を一定枚数無料交付	
	自転車等駐車場 使用料	生活保護世帯、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手 帳の交付を受けている方、遺族基礎年金・児童扶養手当・特別児童 扶養手当の支給を受けている方とその方が扶養する児童 使用料減免	交通対策係 市役所 5 階 1 番窓口 TEL 042-544-5111 FAX 042-541-4336 *申請は各自転車等駐車場へ
	上・下水道 基本料金	児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯（生活保護世帯 は除く）の方 料金のうち、基本料金を減免	水道部 お客様窓口 朝日町 4-23-28 TEL 042-543-6111 FAX 042-543-6118

	相談先	対象・相談内容	問い合わせ
子どもに関する相談	教育・発達 総合相談	0 歳～18 歳までのお子さん本人や保護者の方の 教育や発達の悩みや心配事について	児童発達支援係 TEL 042-519-2247 特別支援教育係 TEL 042-519-2290 つつじが丘 3-3-15 アキシマエンス校舎棟 1 階
	子育て 利用者支援	0 歳からの未就学児のお子さんとその保護者の方の 地域子育て支援サービスについて	地域支援係 市役所 1 階 17 番窓口 TEL 042-544-4190 FAX 042-546-8855 「ぼっけ」 つつじが丘 3-3-15 アキシマエンス校舎棟 1 階 TEL 042-519-2218
	ひとり親 女性相談	ひとり親・女性の 生活全般と生活支援などについて	ひとり親・女性支援担当 つつじが丘 3-3-15 アキシマエンス校舎棟 2 階 TEL 042-519-2277
	母子保健に 関すること	妊婦さんや未就学児のお子さんとその保護者の方の 健康に関する悩みについて	母子保健係 つつじが丘 3-3-15 アキシマエンス校舎棟 3 階 TEL 042-519-6006 FAX 042-519-2803
	昭島市子ども 家庭支援係	18 歳未満のお子さんとその保護者の方、子育てに関わる方の 子どもの子育ての不安や悩みについて	子ども家庭支援係 つつじが丘 3-3-15 アキシマエンス校舎棟 1 階 TEL 042-543-9046
	AKISHIMA キッズナー	18 歳未満のお子さん本人の 学校や家庭での困ったことなどについて	TEL 0120-678-044 （「キッズナー」専用電話）
	いじめ相談 ホットライン	18 歳未満のお子さんの いじめに関する事について	TEL 042-543-7633
	東京都 立川児童相談所	18 歳未満のお子さんやその保護者の方の あらゆる相談について	立川市柴崎町 2-21-19 立川福祉保健庁舎 3 階 TEL 042-523-1321
生活・仕事に関する相談	昭島市 くらし・しごと サポートセンター	生活や仕事にお困りの方の 生活・家計・仕事について	昭和町 2-1-6 TE 昭島ビル 201A TEL 042-519-2033 FAX 042-519-2034
	マザーズ ハローワーク立川	仕事と育児・介護等の両立を目指す方の 仕事や就職の相談について	立川市柴崎町 3-9-2 立川駅南口 東京都・立川市合同施設 4 階 TEL 042-529-7465

3 令和6年度昭島市立学校におけるいじめ、不登校、暴力行為の状況について

1 いじめの認知件数について（件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	54	64	93	83	129
中学校	27	24	31	100	127
計	81	88	124	183	256

2 不登校の状況について（人）

小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不登校 児童数	42 (復帰率 40.4%)	82 (復帰率 41.5%)	104 (復帰率 41.3%)	144 (復帰率 34.0%)	184 (復帰率 31.5%)
市 出現率	0.74%	1.45%	1.84%	2.55%	3.29%

中学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不登校 生徒数	91 (復帰率 36.2%)	99 (復帰率 15.1%)	132 (復帰率 22.7%)	197 (復帰率 18.8%)	169 (復帰率 11.2%)
市 出現率	3.64%	3.92%	5.11%	7.51%	6.53%

3 暴力行為等の発生件数について（件）

小学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対教師暴力	2	0	1	2	30
児童間暴力	6	7	9	11	51
対人暴力	0	0	0	0	0
器物破損	3	5	1	5	14
総件数	11	12	11	18	95

中学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対教師暴力	1	0	0	2	2
生徒間暴力	18	13	12	20	16
対人暴力	0	0	0	0	1
器物破損	6	5	8	8	8
総件数	25	18	20	30	27

4 学校の取組について

- ・児童・生徒に寄り添い、個に応じた支援や対応を行う
- ・誰もが安心して生活できる学校づくりを目指す

<具体例>児童・生徒が相談しやすい校内体制の構築／定期的ないじめ防止アンケートの実施
ふれあい月間の取組の充実／スクールカウンセラーや関係機関との連携
日常的な児童・生徒の交流活動の充実

◎いじめの対応について

学校いじめ対策委員会において、教職員全体で情報を共有し、学級担任が一人で抱え込むことなく、組織的な対応をすることにより、児童・生徒の安全・安心の確保に努める。